

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太宰府市は、健康管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県太宰府市長

公表日

令和7年8月20日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>健康管理法、母子保健法及び予防接種法に基づき、以下の事務を行う。なお、下記事務の一部として、窓口や郵送での書類の受入以外に、マイナポータルサービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを受領する。また番号法に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>①健康管理法に基づき、がん検診、肝炎ウイルス健(検)診、骨粗しょう症検診、歯周病健(検)診に関する事務を行うとともに、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するための事務を行う。</p> <p>②母子保健法に基づく母子健康手帳の交付、未熟児養育医療の給付及び費用の徴収、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務及び妊婦支援給付金に関する事務を行う。</p> <p>母子保健法に基づく事務の情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・マイナポータル等を介して問診票情報の入力、受診券情報、健診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。・医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、問診票情報、受診券情報及び健診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。・健診時に入力された問診票情報、健診結果の取得及び市民への通知が可能となる。 <p>③予防接種法に基づき、定期予防接種の実施及び予防接種情報の管理、予防接種対象者に対する通知、被接種者自己負担金の減免、統計報告資料作成、データ分析等の事務を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 健康管理システム2. 団体内統合宛名システム3. 中間サーバー4. Public Medical Hub(PMH)5. サービス検索・電子申請機能6. 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 予防接種情報ファイル
- (2) 母子保健情報ファイル
- (3) 健康管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1. 番号法第9条第1項 別表第14、70、111、126、135の項2. 番号法第19条第6号(委託先への提供)3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p style="text-align: center;">[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>1 健康増進事業 (1)情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 (2)情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項</p> <p>2 母子保健事業 (1)情報提供 番号法第19条第6号及び第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、48、71、80、95の項 (2)情報照会 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95、96、160の項</p> <p>3 予防接種事業 (1)情報提供 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、28、153、154の項 (2)情報照会 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29、153の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部元気づくり課・健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	元気づくり課長・子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

一

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 総務部 文書情報課 電話:092-921-2121 ファクス:092-921-1601
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	【事務の概要①・③・④】 〒818-0125 福岡県太宰府市五条三丁目1番1号 保健センター 太宰府市 健康福祉部 元気づくり課 電話:092-928-2000 ファクス:092-920-7143 【事務の概要①・②】 〒818-0125 福岡県太宰府市五条三丁目7番1号 子育て支援センター 太宰府市 健康福祉部 子育て支援課 電話:092-555-6781 ファクス:092-555-6750
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人での確認を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査

実施の有無 自己点検 内部監査 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 十分に行っている <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	
	<選択肢>	<ul style="list-style-type: none">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、特定個人情報が保存されている機器の設置場所及び記録媒体の保存場所を施錠し、情報システムへのアクセスはIDとパスワードを設定し、物理的安全管理措置や技術的安全措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 5. ①部署 ②所属長の役職名	①地域健康部 元気づくり課 ②元気づくり課長 井浦 真須己	①健康福祉部 元気づくり課 ②元気づくり課長	事後	①組織改編による変更 ②新様式に対応
令和1年6月28日	I 8. 連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 地域健康部 元気づくり課 電話:092-921-2121 フax:092-921-1601	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 健康福祉部 元気づくり課 電話:092-921-2121 フax:092-920-7143	事後	組織改編による変更
令和1年6月28日	II 1. および2. いつ時点の計数か	平成28年2月29日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		様式変更による追加		
令和2年10月20日	II 1. および2. いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年9月13日時点	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	I 3. 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76の項 (略)	1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、86の項 (略)	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	I 8. 連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 健康福祉部 元気づくり課 電話:092-921-2121 フax:092-920-7143	〒818-0125 福岡県太宰府市五条三丁目1番1号 保健センター 太宰府市 健康福祉部 元気づくり課 電話:092-928-2000 フax:092-920-7143	事後	5年に一度の見直しによる
令和3年3月5日	I 1. ②事務の概要	(1)(略) ・予防接種費用の実費徴収に関する事務	(1)(略) ・予防接種費用の実費徴収に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、対象者の抽出、予防接種の実施登録(予防接種間隔、実施日、実施場所等)、接種履歴、転入者・予診票紛失者への予診票発行の確認を行う。	事前	見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月5日	I 3. 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、86の項 (略)	1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、86、93の2項 (略)	事前	見直しによる
令和3年3月5日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 17、18、19、70 (略)	1. 番号法第19条第7号 別表第二 17、18、19、70、115の2の項 (略)	事前	見直しによる
令和4年2月22日	I 1. ②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、太宰府市は、上記(1)及び(2)の事務において、 (略)	番号法の別表第二に基づいて、太宰府市は、健康管理に関する事務において、 (略)	事後	見直しによる
令和4年2月22日	I 1. ②事務の概要		(4)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理 ・他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	追記
令和4年2月22日	I 1. ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	I 3. 法令上の根拠	(略) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条	(略) 2. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS))を用いた情報提供・照会を行う場合のみ) 3. 番号法第19条第6号(委託先への提供) 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条	事後	番号法改正による項番の整理及び見直しによる
令和4年2月22日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号 別表第二 56の2の項 (略)	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、56の2、102の2、115の2の項 (略)	事後	番号法改正による項番の整理及び追記
令和4年2月22日	I 4. ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号 別表第二 17、18、19、70、115の2の項 (略)	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第9号 別表第二 16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項 (略)	事後	番号法改正による項番の整理及び追記
令和4年12月28日	I 1. ②事務の概要	(2)母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行っている。	(2)母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行っている。	事後	文言整理
令和4年12月28日	I 3. 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、86、93の2項	1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、86、93の2、101の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による
令和4年12月28日	I 4. ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第9号 別表第二 16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第9号 別表第二 16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2、121の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	I 1. ②事務の概要	<p>(略)</p> <p>(2)母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行っている。</p> <p>太宰府市は、母子保健法及び番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ・新生児の訪問指導の実施 ・健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ・妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ・母子健康手帳の交付に関する事務 ・妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ・低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ・未熟児の訪問指導の実施 ・養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ・養育医療の措置を受けた者等からの費用の徴収に関する事務 <p>(略)</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、太宰府市は、健康管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>② 母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行っている。</p> <p>太宰府市は、母子保健法及び番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ・新生児の訪問指導の実施 ・乳幼児の健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ・妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ・母子健康手帳の交付に関する事務 ・妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ・低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ・未熟児の訪問指導の実施 ・養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ・養育医療の措置を受けた者等からの費用の徴収に関する事務 ・新生児聴覚検査の実施 ・こども家庭センターの運営に係る事務 ・産後ケア事業に関する事務 ・出産・子育て応援事業に関する事務(伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業に基づく出産・子育て応援給付金事業) <p>なお、上記の母子保健法に基づく事務において Public Medical Hub (PMH) を活用して以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。 ・市民は、マイナポータル等を介して問診票情報の入力、受診券情報、健診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・市民が、健診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、健診会場において市民が事前に入力した問診票情報、受診券情報及び健診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・本市は、健診時に入力された問診票情報、健診結果の取得及び市民への通知が可能となる。 <p>(略)</p>	事前	母子保健デジタル化実証事業にかかる要件
令和6年12月1日	I 1. ③システムの名称	<p>1. 健康管理システム</p> <p>2. 団体内統合宛名システム</p> <p>3. 中間サーバー</p> <p>4. ワクチン接種記録システム (VRS)</p>	<p>1. 健康管理システム</p> <p>2. 団体内統合宛名システム</p> <p>3. 中間サーバー</p> <p>4. ワクチン接種記録システム (VRS)</p> <p>5. Public Medical Hub (PMH)</p> <p>6. サービス検索・電子申請機能</p>	事前	母子保健デジタル化実証事業にかかる要件

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	I 3. 法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、86、93の2、101の項</p> <p>2. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS))を用いた情報提供・照会を行う場合のみ)</p> <p>3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条</p>	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第14、70、111、126の項</p> <p>2. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS))を用いた情報提供・照会を行う場合のみ)</p> <p>3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条、第67条の2</p>	事前	見直しによる
令和6年12月1日	I 4. ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第8号 別表第二 160の2、56の2、102の2、115の2の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第30条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第9号 別表第二 160の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2、121の項</p> <p>2. 別表第二省令 第13条、第39条</p>	<p><①予防接種(新型インフルエンザ等)事業> (情報提供)</p> <p>番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、28、153、154の項 (情報照会)</p> <p>番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29、153の項 <②母子保健事業> (情報提供)</p> <p>番号法第19条第6号及び第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、48、95の項 (情報照会)</p> <p>番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95、96の項 <③健康増進事業> (情報提供)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 (情報照会)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 <④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業> (情報提供)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26の項 (情報照会)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項</p>	事前	見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 5. ①部署 ②所属長の役職名	①健康福祉部 元気づくり課 ②元気づくり課長	①健康福祉部元気づくり課・健康福祉部子育て支援課 ②元気づくり課長・子育て支援課長	事前	見直しによる
令和6年12月1日	I 8. 連絡先	〒818-0125 福岡県太宰府市五条三丁目1番1号 保健センター 太宰府市 健康福祉部 元気づくり課 電話:092-928-2000 フax:092-920-7143	【事務の概要①・③・④】 〒818-0125 福岡県太宰府市五条三丁目1番1号 保健センター 太宰府市 健康福祉部 元気づくり課 電話:092-928-2000 フax:092-920-7143 【事務の概要①・②】 〒818-0125 福岡県太宰府市五条三丁目7番1号 子育て支援センター 太宰府市 健康福祉部 子育て支援課 電話:092-555-6781 フax:092-555-6750	事前	見直しによる
令和6年12月1日	II 1. および2. いつ時点の計数か	令和2年9月13日時点	令和6年11月1日時点	事前	見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	IV リスク対策		様式変更による追加		
令和7年2月1日	I 1. ②事務の概要	<p>① 予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種を行つとともに、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の事務を行つてゐる。</p> <p>本市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施 ・予防接種が原因の疾病、障害または死亡した場合の健康被害救済の支給 ・予防接種の履歴管理 ・予防接種費用の実費徴収に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、対象者の抽出、予防接種の実施登録(予防接種間隔、実施日、実施場所等)、接種履歴、転入者・予診票紛失者への予診票発行の確認を行う。 ② 母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行つてゐる。 <p>本市は、母子保健法及び番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ・新生児の訪問指導の実施 ・乳幼児の健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ・妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ・母子健康手帳の交付に関する事務 ・妊娠婦の健康診査の実施又は訪問指導の実施 ・低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ・未熟児の訪問指導の実施 ・養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ・養育医療の措置を受けた者等からの費用の徴収に関する事務 ・新生児聴覚検査の実施 ・こども家庭センターの運営に關わる事務 ・産後ケア事業に關する事務 ・出産・子育て応援事業に關する事務(伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施) ・事業に基づく出産・子育て応援給付金事業) <p>なお、上記の母子保健法に基づく事務において Public Medical Hub (PMH) を活用して以下の事務を行ふ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。 ・市民は、マイナーポータル等を介して問診票情報の入力、受診券情報、健診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・市民が健診時に従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、健診会場において市民が事前に入力した問診票情報、受診券情報及び健診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 	<p>健康増進法、母子保健法及び予防接種法に基づき、以下の事務を行う。なお、下記事務の一部として、窓口や郵送での書類の受入以外に、マイナーポータルサービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを受領する。また番号法に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>①健康増進法に基づき、がん検診、肝炎ウイルス健(検)診、骨粗しょう症検診、歯周病健(検)診に関する事務を行うとともに、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するための事務を行う。</p> <p>②母子保健法に基づく母子健康手帳の交付、未熟児養育医療の給付及び費用の徴収、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務及び出産・子育て応援給付金に関する事務を行う。</p> <p>母子保健法に基づく事務の情報連携のため、Public Medical Hub (PMH) へ対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナーポータル等を介して問診票情報の入力、受診券情報、健診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、問診票情報、受診券情報及び健診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・健診時に入力された問診票情報、健診結果の取得及び市民への通知が可能となる。 <p>③予防接種法に基づき、定期予防接種の実施及び予防接種情報の管理、予防接種対象者に対する通知、被接種者自己負担金の減免、統計報告資料作成、データ分析等の事務を行う。</p>	事後	見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	I 3. 法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第14, 70, 111、126の項</p> <p>2. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS))を用いた情報提供・照会を行う場合のみ)</p> <p>3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条、第67条の2、第74条</p>	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第14, 70, 111、126、135の項</p> <p>2. 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条、第67条の2、第74条</p> <p>4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</p>	事前	見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	I 4. ②法令上の根拠	<p><①予防接種(新型インフルエンザ等)事業> (情報提供) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、28、153、154の項 (情報照会) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29、153の項</p> <p><②母子保健事業> (情報提供) 番号法第19条第6号及び第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、48、95の項 (情報照会) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95、96の項</p> <p><③健康増進事業> (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項</p> <p><④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事業> (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26の項 (情報照会) 号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、 27、28、29の項</p>	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第14、70、111、126、 135の項 2. 番号法第19条第6号(委託先への提供) 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律第10条</p>	事後	見直しによる
令和7年2月1日	II 1. および2. いつ時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年2月1日	事後	見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	I 1. ③システム名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS) 5. Public Medical Hub(PMH) 6. サービス検索・電子申請機能	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. Public Medical Hub(PMH) 5. サービス検索・電子申請機能 6. 申請管理システム	事後	VRSの終了による
令和7年8月20日	II 1. および2. いつ時点の計数か	令和7年2月1日時点	令和7年8月20日時点	事後	見直しによる
令和7年8月20日	I 1. ②事務の概要	<p>健康増進法、母子保健法及び予防接種法に基づき、以下の事務を行う。なお、下記事務の一部として、窓口や郵送での書類の受入以外に、マイナポータルサービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを受領する。また番号法に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>①健康増進法に基づき、がん検診、肝炎ウイルス健(検)診、骨粗しょう症検診、歯周病健(検)診に関する事務を行うとともに、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するための事務を行う。</p> <p>②母子保健法に基づく母子健康手帳の交付、未熟児養育医療の給付及び費用の徴収、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務及び出産・子育て応援給付金に関する事務を行う。</p> <p>母子保健法に基づく事務の情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・マイナポータル等を介して問診票情報の入力、受診券情報、健診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、問診票情報、受診券情報及び健診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。</p> <p>・健診時に入力された問診票情報、健診結果の取得及び市民への通知が可能となる。</p> <p>③予防接種法に基づき、定期予防接種の実施及び予防接種情報の管理、予防接種対象者に対する通知、被接種者自己負担金の減免、統計報告資料作成、データ分析等の事務を行う。</p>	<p>健康増進法、母子保健法及び予防接種法に基づき、以下の事務を行う。なお、下記事務の一部として、窓口や郵送での書類の受入以外に、マイナポータルサービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを受領する。また番号法に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>①健康増進法に基づき、がん検診、肝炎ウイルス健(検)診、骨粗しょう症検診、歯周病健(検)診に関する事務を行うとともに、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するための事務を行う。</p> <p>②母子保健法に基づく母子健康手帳の交付、未熟児養育医療の給付及び費用の徴収、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務及び妊婦支援給付金に関する事務を行う。</p> <p>母子保健法に基づく事務の情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・マイナポータル等を介して問診票情報の入力、受診券情報、健診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、問診票情報、受診券情報及び健診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。</p> <p>・健診時に入力された問診票情報、健診結果の取得及び市民への通知が可能となる。</p> <p>③予防接種法に基づき、定期予防接種の実施及び予防接種情報の管理、予防接種対象者に対する通知、被接種者自己負担金の減免、統計報告資料作成、データ分析等の事務を行う。</p>	事後	見直しによる